

令和7年度 静岡県立工科短期大学校広報ツール製作活用業務委託
企画提案実施要領

1 事業の概要

(1)事業の目的

本校の魅力・活動等を情報発信する総合的な案内ツールを製作し、入校者確保に向けた広報活動を実施する。対象に的確に届き、かつ3年程度で陳腐化しない内容とする。業務を通し、関係者すべてがワクワク感を持ち、良好な関係を構築するとともに、組織と職員の資質向上を図る。

(2)業務名 令和7年度 静岡県立工科短期大学校広報ツール製作活用業務委託

(3)実施期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日(月)まで

(4)契約限度額 1,048,300円(税込)

2 参加に係る資格要件

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)本業務に類似する業務の履行実績を有し、最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(3)静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5)静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 業務の内容及び求める水準

(1)業務の内容

- ・統一性のある画像等デザインにより冊子、ポスター、チラシ(広報ツール)を製作
- ・現行同等以上の訴求力を担保すれば、想定した仕様にとられない表現方法その他目的を達成する提案を拒まない(選定時に加点)
- ・年1回発行(次年度スタート時配布用、2月納品)、以降複数年活用(増版対応等)

広報ツール	想定仕様 (画像用意、デザイン、印刷納品含む)	主な対象者
冊子 5,000 部	A4 版左開け横書き両面カラー12P 以上 (現行 28P)	高校3年生 高校・学校関係者
ポスター500 部	B3 版片面カラー四つ折り	高校3年生 高校・学校関係者
チラシ 5,000 部	A4 版両面カラー	高校3年生 保護者等
その他	効果的な製作活用の自由提案 (コラボ、メディアクロス等)	高校3年生 高校・学校関係者

(2)求める水準

- ・他教育機関が製作する広報ツールと同等以上の質と量に加え、新規・独自性による差別化
- ・冊子 12P は最小限、効果的な量と質(多ければいいわけでもなく、少なく薄い内容なら不可)
- ・紙媒体特性を他媒体で補完する SNS 活用、ガイダンス参加等体感など効果的手法を期待

4 応募方法

(1)参加申込

企画提案に参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を提出する。

提出期限:令和7年8月5日(火)正午必着

提出先:静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課(メール又は持参又は送付)

(2)説明会、質問

日時:令和7年7月31日(木)午前10時

場所:静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス

説明会での質疑のほか、質問は令和7年7月31日(木)正午まで問合せ先(下記9)あてメールで受け付け(メールの旨を電話にて着信確認すること)、回答は令和7年8月6日(水)までにホームページに掲載する。

(3)企画提案書の提出

提出期限:令和7年9月17日(水)午後4時まで

提出先:静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課あてメール及び持参又は送付

(4)プレゼンテーション(企画提案)と審査

日時:令和7年9月中旬～10月上旬

場所:静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス(静岡市清水区楠)

内容:説明15分、質疑応答15分(詳細は参加者に追って連絡)

5 提出書類と選定基準

(1)提出書類

- ア 企画書5部
- イ 業務体制表5部(責任者・担当者の氏名・経験年数、過去類似実績、連携先等)
- ウ 見積書1部(総額と内訳)

(2)選定基準

- ア 企画性
 - ・ 期待する企画の表現(理解度、現状分析からの立案等)
 - ・ 実現可能性の担保(効果、効率、その他適正さ等)
- イ 業務遂行能力
 - ・ 企画を遂行できる体制、スタッフ等の担保ほか能力
 - ・ 信頼しうる実績を有する
- ウ その他配慮すべき点
 - ・ 社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)実施等

6 選定及び契約

- ・ 県が設置する審査委員会により内容を審査し、協議の上、契約候補者を原則公開で選定する
- ・ 参加者が5者を超える際、書面による事前審査を事務局で実施する場合がある
- ・ 県は選定された契約候補者と交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する

7 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- ・ 選定結果は、審査委員会翌平日に企画提案者にメールで通知する
- ・ 選定結果に対する説明を希望する場合は、電話又は面会により応じる

8 その他

- ・ 参加に要した費用は、参加者の負担とする
- ・ 提出された書類は返却しない
- ・ 提出された書類は、県及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある
- ・ 契約に当たり、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある

9 問合せ先

〒410-0022 静岡県沼津市大岡 4044-24

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス 菅野、難波

電話番号 055-925-1073

FAX 055-925-1115

E-mail koutan_kyoumu_numazu@pref.shizuoka.lg.jp